

## 第8章 国際協力

### 第1節 派遣法による派遣状況

各府省は、派遣法に基づき、国際協力の一環として、条約その他の国際約束や我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、職員をその同意の下にこれらの機関に派遣している。

令和4年度において新たに国際機関等に派遣された職員は122人で、前年度と比べると3人増加している。一方、令和4年度中に派遣を終了した職員は129人（うち派遣期間中又は職務復帰と同時に退職した者は11人）であり、令和4年度末における派遣職員は348人で、前年度末と比べると3人増加している（図8-1、資料8）。

なお、派遣期間が5年を超える新たな派遣又は更新の場合には人事院に協議することとされており、令和5年度には3件の協議があった。

令和4年度末の派遣先機関別及び派遣先地域別の状況は、図8-2及び図8-3のとおりである。

図8-1 派遣職員数の推移

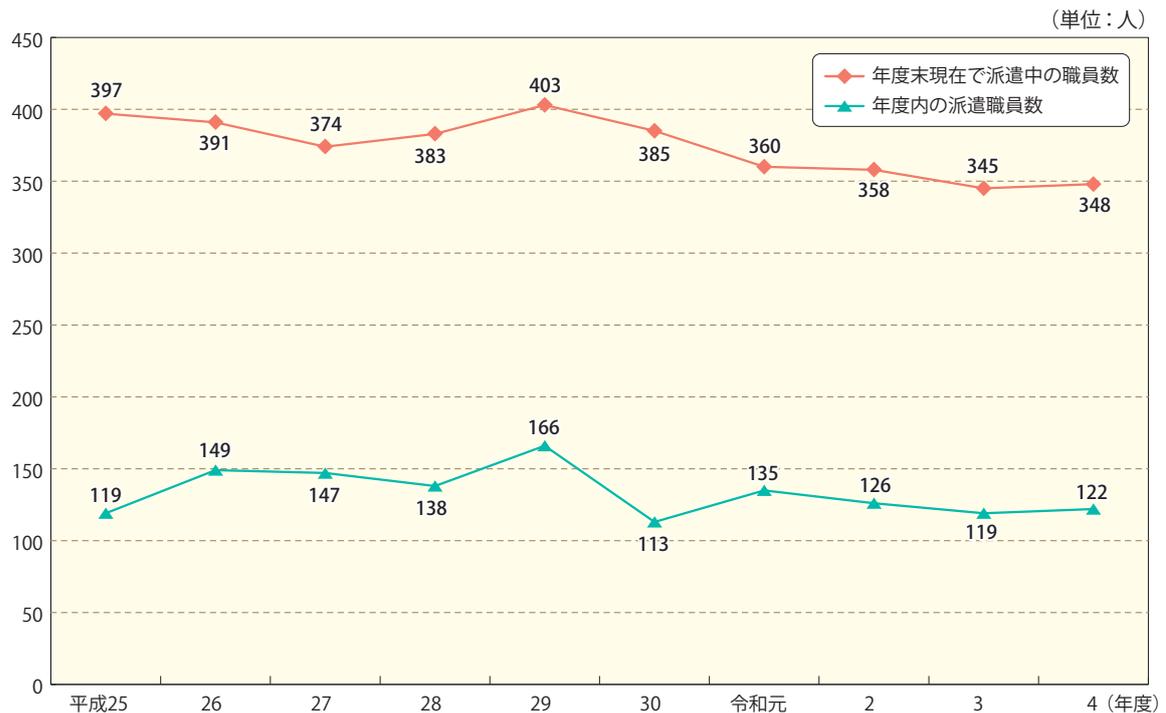


図8-2 令和4年度末派遣先機関別状況

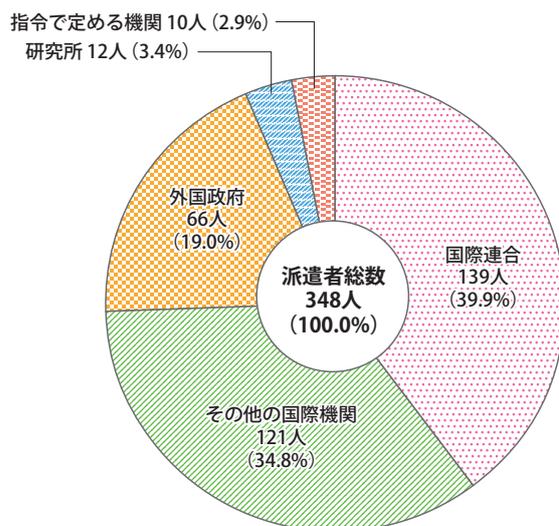
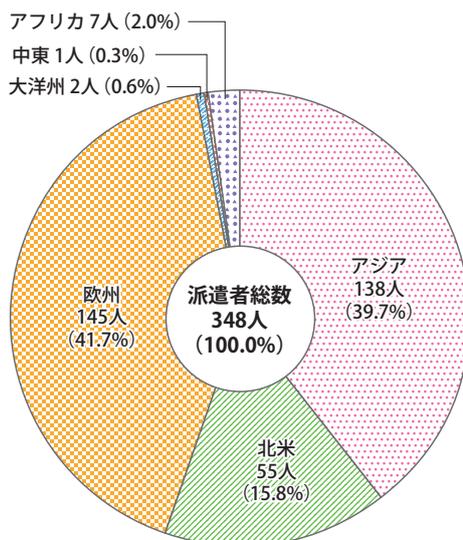


図8-3 令和4年度末派遣先地域別状況



(注) 数値は端数処理の関係で合致しないものがある。

## 第2節 国際協力・国際交流

### 1 ASEAN諸国との国際協力

ASEANでは、公務員制度・公務員人事管理に関する地域間協力を推進することを目的に、ASEAN公務協力会議（ASEAN Cooperation on Civil Service Matters）というネットワークを構築している。人事院は、このネットワークに日本、中国及び韓国の三国を含めたASEAN+3公務協力会議に、我が国の代表として参画し、各種協力事業の実施を支援している。

令和5年度は、令和5年9月に東京においてASEAN諸国、中国、韓国及びオーストラリアの各人事行政機関の幹部職員を招待し、「The Future of Civil Service」（公務の未来）をテーマとする国際シンポジウムを開催するとともに、各国の研究者による公務員制度に関する論文を取りまとめた記念冊子を発行した。

### 2 国際講演会

人事院は、諸外国の政府機関職員等を講師に迎え、人事行政の最新の实情について紹介及び意見交換を行い、国民にも広く知ってもらうための機会を設けている。令和5年度は、令和6年2月に「公務が選ばれる雇用者となるために～オーストラリア政府はいかにして公務の魅力を高めているか～」をテーマとするオンライン講演会を実施した。

### 3 日中韓人事行政ネットワーク事業

平成17年1月より、人事行政分野における連携及び相互交流を進めるため、中国及び韓国の中央人事行政機関と日中韓人事行政ネットワークを構築し、各種協力事業を実施している。令和5年度は、6月に韓国において第15回三国若手・中堅職員合同研修が、12月に中国において「公務管理に関する法制度」をテーマとする第15回三国共催シンポジウムがそれぞれ開催された。

### 4 開発途上国等に対する技術協力

行政の基盤である公務員制度を整備し、ガバナンスを向上させるという開発途上国が抱える共通課題を踏まえ、人事院は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催する開発途上国の政府職員を対象とした研修の実施等に協力している。

#### (1) 人事管理研修

各国の人事行政の改善に資することを目的とし、各国の中央人事行政機関等の上級幹部職員を対象とする「上級人事管理セミナー」と、課長補佐級職員を対象とする「人事行政セミナー」の2コースが実施されている。

いずれのコースも、我が国の人事行政について、その基本的な考え方や運用、新たな動向等を紹介するとともに、討議や各国との比較研究を通じ、各国の人事行政の实情に適合した人材マネジメントを参加者自らが考えることを内容としている。

各コースの実施状況は次のとおりである。

#### ア 上級人事管理セミナー

令和5年度は、10か国・地域から10人が来日し、約2週間にわたり実施された。

平成3年度の開始から令和5年度までの参加者は、合計71か国・地域299人である。

## イ 人事行政セミナー

令和5年度は、12か国・地域から12人が来日し、約2週間にわたり実施された。

平成11年度の開始から令和5年度までの参加者は、合計76か国・地域256人である。

### (2) 上級国家行政セミナー

各国の中央政府機関の上級幹部職員を対象に、我が国のガバナンスと社会経済の発展の経緯を紹介しつつ、様々な政策課題についての討議等を通じて、各国の社会経済の発展に資する行政の在り方を考える研修である。

令和5年度は、14か国から14人が来日し、約3週間にわたり実施された。昭和61年度の開始から令和5年度までの参加者は、合計83か国・地域384人である。

### (3) ベトナム政府への支援

公務員採用試験の多肢選択式試験問題に思考力を問うものを取り入れるベトナム政府の取組に対し、JICAの技術協力プロジェクトを通じて、人事院は協力・支援を行っている。令和5年度には、取組を主導する同国内務省の職員等10人の訪日研修の際に、試験問題作成等に関する講義、採用試験会場の運営準備の視察を行った。

## 5 マンスフィールド研修

米国国務省は、マイク・マンスフィールド・フェロースHIP法（1994年4月成立）に基づき、我が国に対する深い理解を持つ同国政府職員の育成を図るための研修（マンスフィールド研修）を行っている。

人事院は、外務省と協力して、研修員の各府省等への受入れの協議・調整、オリエンテーション、調査見学等を企画・実施している。

令和5年度は第27期研修員10人が来日し、10か月間の予定で日本の政府機関等での実務研修に参加している。

## 6 外国からの調査訪問対応

我が国の公務における人事管理、人材育成等についての実態の把握等のため、令和5年度は、カナダ、中国、インドネシア、韓国、ノルウェー、シンガポール、台湾、ベトナムの8か国・地域と国連訓練調査研究所（UNITAR）から合計15回にわたり外国政府職員等が来訪した。

これら訪問者に対しては、それぞれの国・地域における人事行政等の現状や訪問者個々の問題意識に応じて我が国の公務員制度やその運用実態等について説明等を行うとともに、意見交換を行った。

## 第8章 補足資料

### 資料8 派遣職員数の推移

(単位：人)

年度	年度内の派遣職員数	年度内の復帰職員数	年度末現在派遣中の職員数
昭和45	159	19	140
46	195	81	254
47	135	155	234
48	126	115	245
49	106	114 (4)	233
50	147	129	251
51	105	108 (2)	246
52	130	120 (6)	250
53	197	129 (3)	315
54	157	143	329
55	208	154 (8)	375
56	136	147 (4)	360
57	156	162 (4)	350
58	174	161 (8)	355
59	157	131 (10)	371
60	138	122 (9)	378
61	181	184 (15)	360
62	189	129 (9)	411
63	190	167 (9)	425
平成元	166	174 (8)	409
2	191	166 (12)	422
3	173	157 (5)	433
4	187	171 (9)	440
5	207	166 (18)	463
6	182	171 (15)	459
7	223	155 (18)	509
8	231	186 (19)	535
9	203	203 (9)	526
10	214	201 (11)	528
11	230	214 (5)	539
12	233	186 (18)	568
13	229	212 (15)	570
14	187	203 (18)	536
15	199	196 (13)	526 [505]
16	169	193 (15)	466
17	151	167 (23)	427 [410]
18	151	151 (9)	401
19	136	136 (13)	388
20	149	129 (13)	395
21	147	122 (13)	407 [402]
22	146	139 (7)	402
23	147	133 (6)	410
24	148	122 (10)	426
25	119	130 (18)	397
26	149	148 (7)	391
27	147	151 (13)	374
28	138	111 (18)	383
29	166	133 (13)	403
30	113	112 (19)	385
令和元	135	146 (14)	360
2	126	115 (13)	358
3	119	118 (14)	345
4	122	118 (11)	348
計	8,719	7,805 (533)	

- (注) 1 ( ) 内の数は、派遣期間中に死亡し、又は退職したため職務に復帰しなかった者及び職務復帰と同時に退職した者を外数で示したものである。  
 2 [ ] 内の数は、国立大学法人の発足や特定独立行政法人の非特定独立法人化等に伴い、派遣中に派遣法の対象外となった職員を除いた人数である。